

平成30年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年11月12日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿
委員	1番	山根	祐一	3番	山寄	幸臣
	4番	田中	豊秋	5番	綾木	晴子
	6番	丸山	武	8番	田中	正則
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝
	11番	宮本	彰太郎			

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	栄田	正温	井上	善雅
	谷本	昭	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	竹内	俊雄
	保田	公範	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 2番 西田 悦子 7番 河村 久雄 荻原 晴雄

5. 議事日程

- |    |            |                               |    |    |    |    |    |
|----|------------|-------------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 3番                            | 山寄 | 幸臣 | 4番 | 田中 | 豊秋 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について      |    |    |    |    |    |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について     |    |    |    |    |    |
|    | 3          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |    |    |    |    |    |
|    | 4          | 農地法施行規則該当転用届について              |    |    |    |    |    |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について        |    |    |    |    |    |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について     |    |    |    |    |    |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積計画案の決定について             |    |    |    |    |    |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用配分計画案について                |    |    |    |    |    |
| 第7 | その他        |                               |    |    |    |    |    |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名です。</p> <p>出席者数、農業委員 12 名です。定足数に達していますので平成 30 年度第 8 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3 番 山寄 幸臣委員、4 番 田中 豊秋委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 4 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 5 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。3 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 4 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 3 件です。200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設です。内容は問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号 15-1 について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局

受付番号 15-1 について説明をします。

【議案第 1 号 受付番号 15-1 朗読後、説明】

所有権移転贈与です。

理由につきましては、両者は親戚関係であり、譲渡人が高齢で耕作できないということで近くに居住されている譲受人が耕作していくということで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕運機、動噴等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 76 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹と水稲を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、9 番 木原 さち子委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

木原委員

11 月 10 日に双方に聞き取りし現地確認を行いました。譲渡人は高齢で後継者もおられないということで、土地を手放したいと考えられています。畑の方は柿が植えてあり、西条に接ぎ木をし、輝太郎を 3 年前から譲受人が耕作されています。田の方は現在、畑として耕作されていますが、元々 1 つの田であったものを、本家と別家で分けておられたということです。今回、贈与が成立すれば、本来の 1 枚の田に戻し来年から水稲を耕作される予定です。問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号11-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号11-1について説明します。</p> <p><b>【議案第2号 受付番号11-1 朗読後、説明】</b></p> <p>露天駐車場を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、従業員を増員予定であり、その増員分の駐車場と作業用大型車の駐車場を整備したいとのこととです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関通帳のコピーにより確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は宅地、西側、南側、北側は道路です。擁壁を設け、盛土を0.3~0.5m行い真砂土で整地します。雨水は既設の道路側溝に排水し、汚水排水は発生しません。</p> <p>日照、通風については、建物を建築しませんので影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきましては、11番宮本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
宮本委員	<p>11月2日に現地確認と聞き取りを行いました。譲受人は以前より譲渡人に柿畑を駐車場として整備したい意向を3、4年前から申し入れさ</p>

れていたとのことです。譲受人が高齢になり栽培が困難になってきたことと、後継者がおられないことから、今年の収穫を最後に譲渡したいという気持ちになられ、話がまちまったとのことです。周囲の農地への影響はないと考えますので、問題はないと判断しました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 排水路がきちんとしてあればいいのですがどうでしょう。

宮本委員 現地を見ましたが、問題はありません。

議長（会長） その他、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

事務局 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして、受付番号 12-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 12-2 について説明します。

**【議案第 2 号 受付番号 12-2 朗読後、説明】**

埋蔵文化財試掘調査を目的とした使用貸借権設定の一時転用です。  
場所は、議案書 3、7、8 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 9 ページに付けています。

理由につきましては、郡家駅西側団地の第 4 工区として建売住宅の建築を計画されているが、事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は駅から 300m 以内の農地ということで、第 3 種農地です。許可根拠は原則許可です。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面

積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は宅地と県道、一部田、西側は道路、南側は宅地と一部田、北側は道路です。

郡家1部実行組合と安藤用水組合の同意は得られています。

調査は現圃場の畦畔で囲まれた範囲内の一部の農地で行い、掘削深さは約0.7mです。試掘調査後は埋戻します。

雨水排水は自然流下で農業用水路に排水します。汚水排水は発生しません。

日照、通風についてですが、建物は建築しませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

横山会長 第3工区を試掘された際、遺跡や川の跡が出てきています。その隣に第4工区を予定されていますので、調査をしておいた方がスムーズに転用申請ができるということで実施されます。

11月4日に貸渡人、11月8日に借受人に聞取りを行いました。この一時転用の申請をされないと本転用の申請に至らないということを理解されており、了解されています。本来、業者と教育委員会が了解の上、一時転用申請をすべきですので、埋蔵文化財の試掘をする際には、一時転用申請が必要であることを教育委員会にも連絡しています。第4工区の試掘に取りかかれようとしたので、許可が下りるまでは取りかかれられないように伝えています。また、試掘調査には所定の手続きを取るよう指導もしています。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

山寄委員 今、試掘調査を延期していると聞きましたが、2日程前見ましたところ、人がいて作業をしていたように見えたのですが。

事務局 もしかしたら、第3工区の埋戻しをしていたのかもしれませんが。

山寄委員 いいえ。今回の申請地である県道沿いの土地でした。今の報告と違うので確認の意味を込めて質問をさせていただきました。

議長（会長） もしそういうことがあれば、厳重に注意しないといけません。

事務局	教育委員会には延期するように言い、了解を得ています。再度、重々言っておきます。
議長（会長）	ルールに則って進めないといけないと考えます。再度、確認をします。 その他、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成30年10月29日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の10ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が更新19件、新規10件、合計29件です。面積は田69,593㎡、畑9,832㎡、合計79,425㎡です。 中間管理事業分は更新37件、新規6件、合計43件です。面積は田191,893㎡、畑2,490㎡、合計194,383㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	通常の利用権設定分 受付番号41-1 から69-29、中間管理事業分 受付番号36-1 から78-43について審議を行います。 事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 41-1 から 69-29、中間管理事業分 受付番号 36-1 から 78-43 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成 30 年 10 月 29 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 38-1 から 80-43 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 194,383 m<sup>2</sup>を借受け希望のありました地域の担い手である 2 法人へそれぞれ 22,559 m<sup>2</sup>、152,698 m<sup>2</sup>配分し、個人の 3 名の担い手へそれぞれ 11,520 m<sup>2</sup>、116 m<sup>2</sup>、2,490 m<sup>2</sup>配分するものです。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、意見質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第 7 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>●10 月委員会で審議した 5 条転用申請については、個人住宅建築と駐車場については、10 月 24 日付け、建売住宅については 11 月 8 日付</p>



けで許可されました。

●特別研修大会について

●農業委員会手帳の申込みについて

●次回農業委員会は12月7日(金)13時30分から八東庁舎 第1  
会議室で開催します。

以上です。

議長(会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長(会長)

無いようですので、以上で第8回農業委員会を終了します。  
終了(14時25分)